

**○8番（石丸 定君）〔登壇〕**

こんにちは。議長より登壇の許可をいただきましたので、8番石丸、ただいまより一般質問を始めさせていただきます。

今回私は市長に、1つ目、市長の政治姿勢について、2つ目、情報管理について、3つ目、広報について質問し、4つ目といたしまして、教育長に図書館について質問をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、市長の政治姿勢についてお尋ねいたします。

定例議会の際、議案と一緒に市長の出張報告書が提出されます。本9月議会でも議案とともに配付されました。今回の出張報告書には、5月下旬から8月下旬までの市長の出張実績が書かれております。市長は、8月2日から8月8日までサンフランシスコ、セバストポールに出張され、企業訪問、姉妹都市セバストポール訪問などを行ったとされております。そのほかにも、5月末から8月末までの3カ月間で、東京5回、岩手県陸前高田市1回、北海道夕張市1回、京都・奈良に1回、海外と合わせれば、この3カ月間で9回、25日間出張したことが書かれております。これら9回の出張は、市長としての出張報告なので、当然公務としての出張だと思っております。

一方で、市長は政治家として活動されることもあろうと思っております。市長は公務として出張、あるいは活動する場合と、政治家として活動する場合を、どのような考えで分けていらっしゃるのかをまずお聞きいたします。よろしくお願い致します。

**○議長（杉原豊喜君）**

樋渡市長

**○樋渡市長〔登壇〕**

ちょっと私のことを答弁する前に、さきの議会で石丸定議員さんは、CCCを一〔発語消〕一呼ばわりされたんですね。これは本当に衝撃的な内容でCCCはおろか、本当に皆さんたちが激怒をされています。そして深く悲しんでおられます。一般的な会話だったらともかくとしても、こういう神聖な権威ある議場でされてあって、石丸さん、こうおっしゃっています。

「この同級生ですね、システムエンジニアをこの春までして退職した友達からメールが来て、石丸君こういう会社ばいってということがございますので……」ということで、そこでさっきのような問題発言にこうつながっていくんですね。

まず、私のことを公務か政務かと聞く前に、ぜひあなたの立場を明らかにしてほしいと思うんですけど、この友達というのは一体誰でしょうか。まずそれをお聞かせ願いたいと思います。これは重大な発言だと私は思っておりますので、まずそこをお聞かせ願えればありがたいと、このように思います。

**○議長（杉原豊喜君）**

8番石丸議員

○8番（石丸 定君）〔登壇〕

議長、今回私の質問の時間でございますので、答える必要はないと思います。

○議長（杉原豊喜君）

市長の質問には答えないということですね。

〔8番「はい」〕

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

それでは、この発言について、いかに引用とはいえども、議会で出た以上は、これは黒岩幸生議員さんも恐らくそのときにおっしゃっていたと思うんですけども、これはあなたの発言にやっぱりなるわけですね、いかに引用したとしてでも。発言録にはあなたの記録として残るわけですから、これを撤回し謝罪するお気持ちがあるかどうかお聞かせ願えればありがたいと、このように思います。

○議長（杉原豊喜君）

8番石丸議員

○8番（石丸 定君）〔登壇〕

この発言は、前回の6月議会で議長より注意があり、撤回の指示がありましたので、撤回させていただきました。

○議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休	憩	14時40分
再	開	14時46分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

先ほどの暫時休憩につきましては、石丸議員が先般の6月定例議会の中で発言をされた部分を私が議長職権で取り消しを命じたということでございます。これはまことに本当でございます。ちょっと朗読をさせていただきます。

「先ほどの8番議員の質問の中に、友人から知り得た情報をここで紹介されました。これは例規集の中にも、例えば、外交問題、防衛政策、他団体の事務等についての質問通告があったとき、議長は不完全な通告とみなし、当該議員にその部分の質問は認められない旨を告げ、取り下げを勧告する必要があるということです、これに該当するんじゃないかと思っております。そういったことで石丸議員の先ほどの発言というものは、これに該当するとみなし、取り消しを命じます。いいでしょうか」と申しております。8番議員は、「議長がそう判断されるなら、それで結構でございます」、そしたら私が「取り消しを命じます」と、ここで一般質問を終わっております。（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）

以上です。（発言する者あり）

はい、取り消しを命じて、取り消しを申し出ておられます。御理解をお願いします。

樋渡市長

**○樋渡市長〔登壇〕**

議長のお取り計らいには感謝申し上げます。

その上でぜひお伺いしたいのは、謝罪をぜひお願いをしたいと思っております。人間言った言葉については、吐いた言葉は取り消すことはできません。議事録は取り消すことができません、これは全世界に流れております。あなたの率直な気持ちをお聞かせ願いたい。あり得れば、同じ政治家として、ここは謝罪をされたほうが私はいいというふうに思っております。もし僕があなたの立場だったら、必ず謝罪をします。

一方で、これは本当に指定管理者はCCCと決まっとっわけですよ。これからは、どういう思いがあるか私わかりませんが、一緒にパートナーとして、やっぱり武雄市の、特に図書館を通じて文化の発展に力を尽くしていったときに、私はCCCを「（発議者）」呼ばわりされたというのは、いまだに許すことはできません。そういった意味で——ただ、謝罪があれば、そこは私も同じ人間ですから、私もそれを、きょうはCCCの方々も見られています。当然見られていますし、私もこういうふうに石丸定議員さんからこういう謝罪がありましたので、一緒にまた気を取り直して頑張っていきましょうと言うことができますので、ぜひそれはお願いしたいと、このように思っておりますがいかがでしょうか。

**○議長（杉原豊喜君）**

8番石丸議員

**○8番（石丸 定君）〔登壇〕**

先ほど申しましたように、そういうことに反論する気持ちはございません。（「反論、意味のわからん」「何て」「反論する……」と呼ぶ者あり）

**○議長（杉原豊喜君）**

樋渡市長

**○樋渡市長〔登壇〕**

反論するつもりはないということは言葉で聞いてわかったんですが、謝罪をぜひお願いできればと思うんですね。これは別に上から目線で申し上げているつもりはなくて、みんなそれで前に進めていこうと、やっぱり思うと思うんですよ。ですので、私は、石丸定議員さんだったら寛大な気持ちでおわかりになると思いますので、ぜひ質問時間中ではありますが、ここは議論を前向きに進めるために、ぜひ謝罪をお願いしたい。これはみんな私の、少なくとも周りの心ある市民の方とかCCCの皆さんとかがってというのはひとしく思っておりますので、ぜひ勇気を出して謝罪のお願いをしたいと、このように思っております。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

これは石丸議員の考え一つだと思いますけど、ただ取り消しを命じますと私が申して、議長がそう思うなら取り消しで結構ですということで、謝罪とかなんとかはあっておりません。そこであなたが謝罪する気持ちがなかったらいいで、そのまま議事を進めたいと思います。

（「議事進行、進行、進行」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かにしてください。（発言する者あり）

ちょっと石丸議員の……（発言する者あり）いいですか。

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

誤解なきように、私は押しつけているわけじゃありませんので。石丸議員さんにとっても、武雄市議会にとっても、広げれば武雄市政にとっても、これが私はベターな、マッチベターな考えだと思っています。その上で、私はもし謝罪をされないということであれば、私はもう答弁はしたくありません。

○議長（杉原豊喜君）

8番石丸議員

○8番（石丸 定君）〔登壇〕

6月議会の質問中に、そういう議長から注意がありましたので、その時点では一応申しわけございませんでしたという言葉は言っております。それでも納得できないならば、もう市長に今回は、発言の、質問の権利を放棄せろということですか。（「答弁せんで言いよっ」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

私は発言の義務があります。これはあくまでも一般質問でございますので、発言の義務は市長としてあります。ただ私が伺いたいのは、申しわけございませんでしたというお言葉は議事録には残っておりません。これは精査して、もし間違っていればちょっと議長から訂正をいただきたいと思うんですけども、あくまでも謝罪ということは、我々政治家とすれば、そこは議事録に残してしかるべき、きょうも黒岩幸生議員さんが始まる前に、すごい、やっぱり勇気のあったことだと思うんですよ。それをおっしゃったということであれば、それはぜひお願いができればありがたいというふうに思っております。

これは私の気持ちとして、放棄はしたくありませんけれども、人間として、あるいはCCCをこれは議決して、パートナーと選んでいる以上は、石丸定議員さんにそのお気持ちを、率直なお気持ちをお聞かせ願いたいと、そういう気持ちであります。

○議長（杉原豊喜君）

8番石丸議員

○8番（石丸 定君）〔登壇〕

そういう発言は残っていないとしたならば、改めて先ほども議長から注意を受けましたので、その点に対しては深くおわび申し上げます。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

いや、私、石丸議員さん偉いと思いますよ。こうやってちゃんと謝罪をされたということ言えば、これは私は多とします。本当に多とします。やっぱり、さすが石丸議員さんだと思いました。

その上で、同じ政治家同士で、先ほど広く言って、政務と事務のことを聞かれたと思うんですけども、基本的になかなかこれ、切り分けが難しいんですよ。同じ発言にしても、私は皆さんから、市民の方々から選ばれたという意味では政治家ですし、行政の長と言えば、それは事務の長であります。したがって、例えば、その仕事が選挙、自分の選挙、あるいは人様の選挙といった場合には、これは100%政務なんですね。

ですが、例えば、講演というのがあります。今いろんなところから呼ばれていて——もうすぐ呼ばれなくなると思うんですけども——呼ばれていて、これは基本的に主催者側から宿泊料を込んで、交通費は支払っていただきますけれども、その中でも必ず私は事務を入れます。例えば、東京で講演があったとしましょう。講演があったとしたときに、私は必ず総務省、国土交通省か財務省に参ります。これは政治家というよりも行政の長として参りますので、そういった意味で、なるべく政務で行った部分については行政の長としてやっぱり事務を入れ込むということがあります。かといって、じゃあ事務で、例えばいろんな仕事をしているとするじゃないですか。そのとき100%入らないかといったときには、それはなかなか難しいのがあるんですよ。私が同じことを発しているけども政治家として物を言っていると、聞かれたらそういうふうに答えざるを得ないときもやっぱりあるんですね。

例えば、今、いろんなところで維新の会との関係について聞かれるんですよ。これは事務の長ではなくて、その聞かれた場合には政治家として答えるという部分があります。したがって、なかなかその切り分けっていうのが苦慮しているところでもあります。これはプライベートと公務と政務と、このプライベートの部分の中でも、今もう公務も政務も入り込んでいるので、なかなかその切り分けは実際やってみて、市長という職をやってみて、なかなか難しい。そこに誤解を生んだりとか、いろいろあろうかと思いますが、それはもう私の能力不足ということでお考えいただければありがたいなというように思っております。

だから、一つ一つの事案に対してこれはどうなんだということについて、言えれば言いたいですけれども、全体としての概念的には、どうしてもそう答えざるを得ないということは、ぜひ御理解をいただければありがたいと、このように考えております。

○議長（杉原豊喜君）

8番石丸議員

○8番（石丸 定君）〔登壇〕

ブログ、フェイスブック、ツイッターなどで情報を発信されておりますが、時々誤解もされるというときもあると思いますが……

〔市長「はい」〕

これも公私ともそういう先ほどの説明に準じるということによございますか。

次に情報管理について伺います。

本年8月24日の夜中に、市長は「私の住所録の流出について」と題し、ブログ「武雄市長物語」に書かれております。この中で市長は、「年賀状の住所録に関して、Yahoo!フォルダーに入れていたところ、誤って設定を、非公開とするはずを公開にしていました。」の趣旨を書かれております。また、インターネットの写真共有サービスであるFlicker（フリッカー）に格納していた写真が公開設定になっていたことを表明し、謝罪されております。

個人情報に極めて重要な情報であり、インターネットへの流通は悪用の懸念さえあるわけです。

〔市長「はい」〕

情報の流出は、大量に個人情報を扱う行政では決してあってはならないことだと思います。

今回は市長個人が管理する情報の流出であったわけですが、市長としても個人情報の管理やセキュリティは極めて重要であり……

〔市長「はい」〕

日ごろから心がけておられると思いますが、インターネットの利用がふえている中で、武雄市として個人情報の漏えい防止、インターネットを通じた外からの侵入を防出する対策をどのように取り組んでおられるのか伺います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

いや、もうこれは本当に返す返す申しわけないと思っております。私の持つ個人情報とはいえ、私だけの個人情報はよかったですけれども、関係者であるとか、これはさまざまに御迷惑をかけたということについては、もう本当におわびを申し上げたいと思っております。

その中で行政のかかわりなんですけれども、私はもう既に千葉市を参考にして、平成19年

5月にセキュリティーポリシーを策定しています。ですので、情報発信については、セキュリティー対策と情報発信の面、両面から行っています。専任の職員2名配置をしつつ、研修も行っています。一番研修を受けなきゃいけないのは僕なんですけどね。今度受けたいと思っています。

その上で大事なのは、あくまでもアナログとデジタルとは別物じゃないんですよ。ですので、アナログで言っちゃいけないことについてはデジタルでも当然発信してはだめだと、インターネットでは発信してはだめだということは心がけています。

したがって、例えば個人情報のもの、私はどういう情報があるのかというのは知る立場でもありませんけれども、これはインターネットに基本的につないではおりません。ですので、そういう中で言うと、例えば、後で質問が出ろうかと思えますけれども、フェイスブック等での情報というのは、極端なことを言えば、漏れてもいいというものについて出していますので、そういう意味では、本当にコアの個人情報、市役所も保管しています。私が知る立場にない、保管していますけど、それはネットではつないではおりませんので、そこはぜひ市民の皆さんたちも御安心をしていただければありがたいと思います。ただ、言い方とか作法については、それはセキュリティーポリシーでありますので、そこについては職員は私を含め遵守をしているところであります。

**○議長（杉原豊喜君）**

8番石丸議員

**○8番（石丸 定君）〔登壇〕**

私は10年ほど前に、ホームページ事業者をお願いをして、店用と個人用を兼ねたホームページを立ち上げましたが、このとき更新料が大分かかりますので、ソフトのホームページビルダーを利用して自分でこういろいろ更新しておりました。今はなかなか時間がなくてそのままになっておりますが。

そのときはサーバーの容量が制限されておりましたので、無料のレンタルサーバーを利用して、友達同士、同級生同士が語り合える掲示板などをリンクしておりましたが、その際、アクセスはパスワードにしておりましたが、個人が管理する掲示板は情報が漏れるのが当たり前だという、今の世の中ではどういうセキュリティーをしとっても個人のしたのはいもう見れるというのが前提として思っていかなければならないという、友達からそういう指摘がございましたので、できるだけその個人情報に関する写真とかなんとか載せるときは、いつときしたらもう削除するというふうに注意を受けましたので、そのようにしております。

市長の今回の情報流出は、非公開を公開したミスだったと説明しておられますが、ウェブ上に情報を上げるということは、公の情報じゃなくても個人の情報ということで、公開の意図があったんじゃないかなあっては思っております。

〔市長「あるわけなからうもん、何て言いよつと」〕

いや、なかですか。

〔市長「説明聞いてくれよ」〕

このことはヤフーのブリーフケースというもので、ブログがリンクして、そこを見に行つて、こういうことが書いてありますよという、そういう……

〔市長「違います」〕

違いますか。

〔市長「違います」〕

2006年の4月8日の市長のブログですよ。

〔市長「知らん。アイ・ドント・ノウ」〕

市長のブログの——今でもその記事は残っておりますが、リンクを張って、このURL、このフォルダー——このリンクがこのフォルダーに指定されるというページが今でも残っています。その中身は今は削除されております。

〔市長「削除されていませんよ、非公開にただけですよ。うそばかり言わんでください」〕

それはもともと……

〔市長「何ば言いたかと」〕

市長は違うとおっしゃるかもわかりませんが……（発言する者あり）

〔市長「うん、わからんもん」〕

このブリーフケースというフォルダーは、フォルダー自体は制限をする場合、公開、非公開ということはできますが、ファイルを1つずつこれは公開にする、非公開にするというふうにできないようになっております。私はそいけん、公開、非公開は設定ミスだと言っておられますが、公開領域に誤って入れたんじゃないかなというふうに認識しておりますが、違いますか。違うなら違うと言ってもらって。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

もう質問がわけわかりません。違います。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

8番石丸議員

○8番（石丸 定君）〔登壇〕

〔市長「使ってから言ってくれよ」〕

調べて言っていますが、すみません。

〔市長「誹謗中傷じゃないか」〕



調べて言っています。

そしたら、武雄市つぶやきボードとして利用されたドメインがあるようですが、これが一時ふぐあいですね、天神W I F I 協議会のホームページとして表示された時期が一時ありました、これは武雄市と何か関係——どのような関係がありますか、ありませんか。

○議長（杉原豊喜君）

答弁を、樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

まあ、ツイッター上で書かれていたりとか、誰の入れ知恵か、それは僕はわかりませんけどね、もう少し消化されてから質問されたほうがいいと思いますよ。じゃないとね、我々もわからないし、多分聞いている人はもっとわかんないと思いますよ。ですので、どういう関係があるかというのは、具体的に個別にきちんと明示をされた上で御質問賜ればありがたいと思います。

その関係どうでしたかといった場合には、それは今で言うシーズが実際取り扱っている部分がありますので、そこにシーズさんが誤ってそこにリンクを張ったということかなと、それをもって関係があるといえばありますし、じゃ中身について、じゃあそれが関係するかと、天神のW I F I に関係するかといったら、それはそんなことはありませんので、それについても私は一定のミスだというふうに思っていますけど、じゃあそれを故意でやったかどうかということに関しては、それはそんなことはありませんので、そこは御心配は無用でございます。よろしいでしょうか。

〔8番「はい」〕

○議長（杉原豊喜君）

8番石丸議員

○8番（石丸 定君）〔登壇〕

先ほどの、ちょっと議長に確認してもらっていいでしょうか、先ほどの。

○議長（杉原豊喜君）

はい。（「もう一遍言うてよかですか」と呼ぶ者あり）

〔市長「何ば確認すつと」〕

何を確認。

○8番（石丸 定君）（続）

議長、資料を見せていいですか。

○議長（杉原豊喜君）

私にですか。ちょっと一般質問ですので、なかなか私が采配を、質問の許可とかなんとかは私が与えますけど。

○8番（石丸 定君）（続）

ま、いいです。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

後で終わってから。（発言する者あり）

○8番（石丸 定君）（続）

はい、終わって、後でまた精査してもらいたいと思います。

次に、広報について質問いたします。

昨年の8月に、従来のホームページを廃止してフェイスブックに一元化されました。フェイスブックはウォールと呼ばれる分野に記事を書き、写真なども載せることができるようです。

一方、市のフェイスブックの画面にホームと書いたところがあり、ここをクリックすると新着情報が書かれたページに移動します。こちらでは新着情報を一覧で見ることができ、見たい項目の行をチェックすると情報は見ることができるわけです。

そこで、市としてフェイスブックのウォールを通じて発信する情報と、ホームだのページに書いて発信する情報、どのように区別されておられるのか教えてください。

〔市長「フェイスブックと何だったかな、ホーム」〕

フェイスブックのウォールの部分に……

〔市長「ウォールと何でしたっけ」〕（「ウォールと……」と呼ぶ者あり）

わかりませんか。

〔市長「全然わからん」〕（「聞こえん」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

宮下つながる部長

〔市長「ようわかっのう」〕

○宮下つながる部長〔登壇〕

フェイスブックのウォールに掲載する情報とホームの新着情報に掲載する情報という、この2種類がどのような基準、区分でなされているのかという御質問だと思います。（「おおっ」と呼ぶ者あり）

フェイスブックのウォールという欄には、現在行われておりますイベントなどの状況であるとか、武雄市の紹介記事であるとか、災害発生とか、言ってみれば時間的に随時状況が刻々変わるようなスピーディーな、こういうふうな情報を中心に発信しているということがあります。

一方の新着情報のコーナーでは、いわゆる一般的な行政お知らせ情報、こういったことを中心に発信しているということで、厳密に明確な区分があるということではございませんが、そういうスピード感があるほうがどちらかというとウォールのほうに載っているというふうにご理解いただければというふうに思っております。

〔市長「わかった」〕

○議長（杉原豊喜君）

8番石丸議員

○8番（石丸 定君）〔登壇〕

フェイスブックのウォールのほうが早く情報発信されるということですね。聞いたところ、もうフェイスブックに登録しなくても、これは見れるのは見れるということですね。

〔市長「はい」〕

はい。

次に、市報についてお尋ねします。

市報が8月からデザインが大きく変わったことに市民の皆さんもお気づきかと思います。そもそも市報は、市の情報を市民の皆様にお伝えする重要な役割を持つ、いわば市役所からの市民への手紙のようなものだと思うわけです。その内容は正確でわかりやすく、高齢者にも優しいものでなければならないと思っているわけです。8月よりがらりと斬新な市報に変わったわけですが、いろんな市民の皆さんから反応があると思いますが、このことに対して市長はどのように評価されておりますか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

（市報を示す）これが9月号の市報なんですね。あければ図書館の構想の一端を入れています。次に、うちの森一也が撮ったこのグラビアですね。それから以降もなるべくこうわかりやすく、例えばここですよ、「メガソーラーに九電工が進出」とか、「市長も冷や汗の鋭い質問「武雄子ども白熱議会」」であったりとか、見出しに栄八通信を参考にしていませんけど、いろんなのを参考にしながら、見出しをキャッチにしていくと、うそは書いていませんので。

その中で、やっぱり親しまれる市報を考えて、実はこれ、ことしの5月号から徐々に変えていってきています。それでいろんな反応を見ながら変えてきて、例えば、「もう少し字を大きくしてほしい」であるとか、あるいは「行間をもう少しあけてほしい」とかっていうお声もありますので、それと内容についても、何ていうんですか、「もっとおもしろくしてほしい」と、いわゆる市報市報していなくてね。それとあと、ここでもそうなんですけど、ここがうちのマドンナ井手、永淵、犬塚の奥さんがこういますけど、こういうふうに顔の見えるのを、本当に親しみやすくしていこうと。横には食育課長だったり、富岡さんだったり、こう入れていますので、なるべく顔を可能な限り見せた上で、市民の垣根を取り払って、市民に近くするというのが我々市報の役割だと思っていますので。

ただ、今おかげさまで、これはほとんどもう在庫がありません。市民の方が市役所にやっ

て来て、ぜひこれはまた欲しいということを言われていますので、そういった意味では、私のところには少なくともあんまり批判的な、担当職員も含めて来ておりませんので、もっとおもしろく書いてほしいというお声が届いております。

あとは、持っていて格好いいというような、こうやってこう折っても、雑誌と同じように持っていてさまになるというものについて我々はすごく意識していますので、今度は裏表紙もまた変えていきたいと。どっちに折っても、持っていて、いいというふうにしていきたいというふうに思っております。

**○議長（杉原豊喜君）**

8番石丸議員

**○8番（石丸 定君）〔登壇〕**

続きまして、図書館について教育長に伺います。

図書館の管理における指定管理者CCCと教育委員会との関係について、これまでの質問の中でいろんな答弁がございましたが、私なりに重複しないように精査しながら質問を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

7月の臨時教育委員会の、指定管理者の選定の経緯の確認をいたしたいと思います。

まず6月定例会において図書館・歴史資料館の設置条例が可決され、7月の臨時教育委員会において指定管理者の選定が行われたわけでございますが、議事録を見ますと、庁内の指定管理候補者選定委員会という文言がありました。これはどういう組織でございましょうか、説明をお願いいたします。

**○議長（杉原豊喜君）**

古賀教育部長

**○古賀教育部長〔登壇〕**

指定管理候補者選定委員会について御質問ですけれども、指定管理候補者選定委員会につきましては、普通は公募した際に、申請の内容を審査し、その内容によって、ある団体に特定をしていくと、そういった任務を担っているということでございまして、庁内では委員長が副市長でございまして、その他部長級の職員が委員として参画をいたしております。

**○議長（杉原豊喜君）**

8番石丸議員

**○8番（石丸 定君）〔登壇〕**

教育委員会の選定は、選定委員会の結果を受けての選定かと思われませんが、6月の福祉文教委員会の説明で、課長さんが図書館・歴史資料館の条例を改正した後に、指定管理者の手続等に関する条例に従って行うという説明がありましたので、私は、その教育委員会自体が最初から公募するか否かも含めて教育委員会で議論されると思っておりましたが、指定管理候補者選定委員会の指定管理候補者の選定通知書というのがあって、これをもとに教育委員

会で決定をしたと理解してよろしゅうございますか。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

これは、もう少し条例関係について御説明をしないといけないというふうに思います。

まずもって6月の定例市議会に、武雄市図書館・歴史資料館の条例の一部を改正する条例を提案いたしました。この提案内容ですけれども、これまでは図書館・歴史資料館について、指定管理者にできるという旨の規定がございませんでしたので、それから、その規定が第13条でございます。そういった規定を挿入することによって、これまでありました指定管理者の選定に係る手続条例を適用できるということになったわけでございます。

第2条の公募以下の手続条例を適用するわけですけれども、これは昨日黒岩議員が御指摘されたように、第6条以外につきましては、教育委員会所管の施設につきましても、第6条の規定は読みかえはされませんので、市長が指定をするということになります。

この間の手続につきましては、まず最初に選定委員会で協議をいただいて、その結果もCCCで妥当だというふうな結果でございましたので、それを受けまして今度は7月18日の臨時市議会に提案すべく、教育委員会で議論をしてCCCにするということで可決したわけです。

その結果を市長に報告をいたしまして、市長が市議会にCCCを指定管理候補者にするという旨の議案を提案し、市議会で議論をしていただいて可決いただいた。その後、市長は手続条例の第6条の規定に基づきまして、CCCを指定管理者に指定したという経過でございます。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

8番石丸議員

○8番（石丸 定君）〔登壇〕

いや、そこはわかっています。きのうも私、黒岩議員さんから詳しく説明を受けましたけれども、そこら辺は私も認識不足で、間違った部分はあったと思っておりますが、今回のその指定管理候補者の選定というものをもって教育委員会で諮られたということですねということを確認しております。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

繰り返しになって恐縮ですけれども、指定管理候補者につきましては、教育委員会でCCCにしようということで決定をし、最終的には議会で議決を受けなければならないということから、市長にその旨の議案を市議会に提案していただきたいということでお願いし、市長が

市議会に指定管理候補者を指定したいということで提案をしたと、その後については先ほど申したとおりですので繰り返しません。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

8番石丸議員

○8番（石丸 定君）〔登壇〕

ちょっと誤解されておると思いますが、臨時教育委員会の経緯をちょっとお尋ねしているところでございます。それ以上は同じ答えだと……（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

石丸議員、何か質問ですかね。

○8番（石丸 定君）（続）

いや、その……（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かに、静かに。（発言する者あり）

もう少し簡単にぱっと質問を。

○8番（石丸 定君）（続）

教育委員会で、7月の臨時議会で、教育委員会で、選定——議会に出す前にお話をされたときの経緯を今聞いております。

〔市長「はあ」〕

だから確認をしております。（「何回でん言いよっ」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長（発言する者あり）

○古賀教育部長〔登壇〕

7月10日、臨時教育委員会を開催いたしまして、CCCを指定管理候補者に選定するということが可決を教育委員会としてしたわけですけれども、前提として7月5日に指定管理者の選定委員会が庁内で開催をされた。これについて、もちろん参考にし、それを前提としながら議論をして、先ほどの結論に至ったということで、再度お答えさせていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

8番石丸議員

○8番（石丸 定君）〔登壇〕

そのように答えてもらえば1回で終わったと思います。

協定書も、なかなかこう私も議会前、協定書の資料を請求していたときに、4ページの資料だけでしたので、全くよくわかりませんでした。後だって24ページの資料をいただきま

したので、確認のために質問をしたいと思います。

この中の個人情報取扱特記事項の第5条の利用及び提供の制限の図書の出借履歴等の利用情報は、武雄市個人情報保護法に照らして個人情報に該当すると思われますか、思われませんか。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

統計データに使用する際の個人の図書の履歴についてお尋ねだというふうに理解しましたがけれども、それでよろしいでしょうか。

〔8番「はい」〕

そういうことでございますと、個人にひもづかない統計データについては、これは個人データで個人情報ではないというふうに理解をいたしておきまして、個人情報保護審議会にもこれは教育委員会から諮問をいたしまして、個人が特定できない場合は問題ないというふうな答申をいただいているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

ちょっと私も言いたくなりましたので、お許しをいただきたいと思うんですが、個人情報の特記事項の中に、24ページの第5条の中に、個人利用者の個人情報及び図書等の貸出履歴等の利用情報ってこう書いてあるでしょう。及びで、A及びBになっているわけですよ。したがって、BにAが入るかといったら、そんなことはないわけですよ。ですので、ここはもう質問に多分ならないと思うんですね、もう書いてあるから。ですので、そこはよく、もう一回ここをちょっと読んでいただければありがたいと、このように思います。

○議長（杉原豊喜君）

8番石丸議員

○8番（石丸 定君）〔登壇〕

読んでもなかなかわからんやっただけがですね、担当者に詳しく聞いて理解をしたほうがいいかなと思って質問しております。

それで、第3条第2項の「乙はT会員規約第4条の定めにかかわらず、Tカードを提示して図書館を利用された会員より、図書館が取得することのできる情報のうち、ID紐付き会員に対し、Tポイントを付与する目的のため、ポイント付与に必要な最低限のT会員情報として、Tカード番号、使用年月日、使用時刻及びポイント数についてのみ図書館から取得することができるものとする。」という条文とですね、第5条の「なお、ID紐付き会員に関しても、乙及び株式会社Tポイント仮称に対して、ID紐付き会員の個人情報及び利用情報

を提供してはならない。」との関係を、そこら辺の関係をちょっともう少しわかりやすく説明していただけますでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

今回はTカードも利用できるということになっておりますので、Tカードを利用された際の図書履歴等も、先ほどと同じような関係になるわけですがけれども、ポイントを取得するための情報をCCCに提供するということになります。

この際、提供する情報について、ここで規定をいたしておきまして、第3条について規定をいたしておるところでございます。これで、第3条の第2項ですけれども、ちょっとわかりづらいですけれども、時間をいただきまして読ませていただきたいというふうに思います。

「T会員規約第4条の定めに関わらずTカードを提示して図書館を利用された会員」、これはID紐付け会員というふうに呼びますけれども、「より図書館が取得することのできる情報のうちID紐付け会員に対し、Tポイントを付与する目的のために、ポイント付与に必要な最低限のT会員情報として、Tカード番号、使用年月日、使用時刻及びポイント数についてのみ」図書館からCCCのほうに提供するというようになっておりますので、これにつきましても先ほど申し上げましたとおり、個人情報保護審議会に諮りまして、審議会からは問題ないということで答申をいただいているということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

こう、だんだん終わりにになると気合いが入ってきました。

ちょっともう少しわかりやすく言うと、要するに一番問題になっているのは、例えば、樋渡啓祐という42歳の武雄市武雄町在住の人間が、本で、例えば「下町ロケット」を借りました。あるいは「海賊と呼ばれた男」を借りました。あるいは「深夜特急」を借りましたと、これはもう個人情報なんですね、広い意味でいう個人情報なんですよ。ですが、今回、話が、CCCのTポイントをつけるために行く情報っていうのは、樋渡啓祐が「下町ロケット」とか「深夜特急」を借りたっていうのは行かないんですね。さっき言ったように、あくまでも古賀部長から正確に答弁があったとおり、何月何日、あるいは、何やっけ。

〔教育部長「ポイント数」〕

ポイント数……

〔教育部長「番号」〕



そう、番号、これしか行かないんですよ。だから、そこで何を借りたかっていうのは、これは行きませんので、そこはぜひ御安心をしていただきたい。

それと、もっと大事なのは、これも選択制にしたんですね。今までどおり図書カードを使いたいと、従来、その自由と、もう1つはそれに加え、これは黒岩幸生議員にアドバイスしたんですけど、これに加えて、そのTカードという、また別の新たなサービスを使いたい人はそっちに使う。だからあくまでも、どちらをつくるにしても同意が要りますので、そこは我々が知らないところで勝手にそういう本が借りられているっていう情報は行かないということは、重ねて重ねて申し上げたいと、このように思っております。

○議長（杉原豊喜君）

8番石丸議員

○8番（石丸 定君）〔登壇〕

はい、次に行きます。

もったいない図書館で知られている矢祭町においては、子どもの読書の町づくりの一環として、子ども司書認定制度を設置された中で、子どもたちは日本十進分類法による図書の分類と配架、検索や貸し出し、保管と修理などの司書の仕事を自分たちで経験されています。こういう中学との連携とか、前の説明ではやっていくということがございましたが、私、ちょっとわからんやったとが、このような学校図書室の分類ですね、日本十進分類法、そういう分類の仕方と配架の仕方というのはCCCになっても……

〔市長「うまいね」〕

そのやり方というとは変わらないということですかね、連携できるということですかね。そこら辺をちょっと確認したいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

図書の分類、配架の仕方等につきましては、日本全国で言いますと、おおむね日本図書館協会が策定をしている分類の仕方で行っていると、現在の武雄市の図書館につきましても、この方式を採用しているということでありまして、わかりづらい……

〔市長「わかりづらい」〕

というところもございます。したがって、ここにつきましては、これからよりわかりやすい方法がないかということでやってまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉原豊喜君）

8番石丸議員

○8番（石丸 定君）〔登壇〕

ほかの方法も考えてみるということですね。

最後の質問です。

図書館は基本的人権のひとつとして、知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

第1、図書館は資料収集の自由を有する。

第2、図書館は資料提供の自由を有する。

第3、図書館は利用者の秘密を守る。

第4、図書館はすべての検閲に反対する。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまでも自由を守る。

これは、図書館の自由に関する宣言の文言ですが、教育長はこれを尊重されますか。

○議長（杉原豊喜君）

浦郷教育長

○浦郷教育長〔登壇〕

図書館の自由に関する宣言ということで、基本的には尊重するわけでございます。これは図書館としては当然のところもでございます。

ただ、御存じのとおり、最初にできたのが、これが昭和29年ですかね、その後、改定等もされているわけでありますが、その図書の大仕事という面での尊重と、加えて、やはりこの社会の変化の状況というのは非常に早い、大きいものがございます。

この一連の進展の中で一番思いましたのが、より、こう若い世代の方が図書館に行きたくなる、そういう図書館というのが一番課題じゃないかなということを思ったわけです。これは県立図書館等でも、20代、30代は、やっとならぬ10%程度なんですね。ですから、この前、代官山でもそうでしたけれども、高い人を相手に考えられたけれども、結果的には20代、30代の人が多かったというような話がございます。ですから、今、全国のそれぞれの図書館がそれぞれ頑張っているけれども、非常に限界に感じているところにそういう面があるんじゃないかと、それから非常に広範な情報化社会の状況があります。働く世代、一番情報の必要な方が最も図書館から離れているという大きな状況。それから、映像面とか音楽とかの情報を含めまして、今そういう中で、そのビジネス支援とか、いわゆる公民館的な方向での模索というのをあちこちの図書館、こうやっておられるわけですが、ちょっとこれもまた限界もあるかというふうに思います。

そういう中で、片方に今おっしゃった図書館の自由に関する宣言も含めて考えつつ、やはり非常に全国に例がありませんのでわからない、見えない部分が非常に大きいわけですが、この思い切った改革というのが必要な根拠であるというつもりで進めているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

8番石丸議員

○8番（石丸 定君）〔登壇〕

市長はこの宣言を尊重されますか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

教育長と全く同じであります。

○議長（杉原豊喜君）

8番石丸議員

○8番（石丸 定君）〔登壇〕

以上をもちまして私の質問は終わります。どうもありがとうございました。

○議長（杉原豊喜君）

以上で8番石丸議員の質問を終了させていただきます。